

気になる・気がかりな子供 たちへの理解を深めるために

社会で生きていくためには、集団の中での社会性やコミュニケーション能力が必要です。幼稚園や保育園、小・中学校に通っている子の中には、発達の度合いにバラつきがあることにより、家庭の中では特に問題がなかったのに、集団生活を送る上で、友達や先生とうまくコミュニケーションを図ることが難しいなど、様々な困り感を抱えている子がいます。もし下のような状況が見られたら、その子がとても困っているサインかも知れません。

- ・一人遊びが多い。 ・大人や年下とは遊べるが、同級生と遊べない。
- ・難しいことを知っているが、一方的に話すことが多い。
- ・おしゃべりだが、言葉での指示が伝わりにくい。
- ・相手に失礼なことや、傷つくことを言うてしまう。
- ・集団で何かしている時に、ボーっとしていたり、フラフラ立ち歩いていたりする。
- ・急に予定が変わると、不安になったり、受け入れられなかったりする。
- ・一つのことに集中すると、話しかけても聞いていない。
- ・じっと座ってられない、落ち着きがない、集中力がない。
- ・雷や大きな音、ざわざわした音が苦手。
- ・靴下や上履きを履かない、同じ服ばかり着たがる、手をつなぐことをいやがる。
- ・極端な偏食。 ・狭い空間を好む。
- ・体がフニャフニャすることや床に寝転がることが多い。
- ・極端に不器用。 ・筆圧が弱い。 ・食べこぼしが多い。
- ・話すことは得意なのに、作業が極端に遅い。
- ・難しい漢字が読めるが、簡単なひらがなが書けない。
- ・注意されるとカッとなる、思い通りにならないとパニックになる。
- ・感情が高ぶると、なかなか収まらない。



など

こうした子供たちの中には、「発達障害」が疑われる場合も考えられます。

発達障害のある子供が、社会に適應する力を身に付けて成長できるように、なるべく早い段階で親や教師、保育士などがその状況に気づき、一人一人にあった適切な対応を考え、サポートしていくことで、子供たちが感じている「生きづらさ」を減らしていくことが必要です。そのためには、周囲の人の正しい理解と知識を深めるとともに、保育・教育・医療・行政などが連携して取り組んでいくことが大変重要です。

武蔵村山市では、特別支援教育を推進しています

武蔵村山市では、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすとともに社会的自立を図るため、乳幼児期から学校卒業までのライフステージを見通し、学校・家庭・地域及び関係機関の連携により、共生社会の実現に向けた特別支援教育を推進します。



特別支援教育の対象となる児童・生徒

特別支援教育の対象は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒だけではなく、小・中学校の通常の学級に在籍する**発達障害が疑われる**児童・生徒なども対象になります。このリーフレットでは、特に小学校入学前からの対応が望まれる「**発達障害**」について紹介します。

発達障害とは

発達障害とは、自閉症スペクトラム障害（ASD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などの脳機能の発達に関係する障害で、幼少期や学童期頃から症状が現れます。「自分勝手」「変わった子」「困った子」という誤った見方をされ、敬遠されたり、見過ごされたりしてきたケースが多いと考えられています。社会人になってから、不注意や仕事上のミスが目立つようになり、診断されることも少なくないようです。

発達障害は、周囲から障害があると理解されにくく、本人が日常生活や社会生活の中で様々な困り感を抱え、不登校や引きこもり、抑うつなどの二次障害につながるという意見もあります。複数の障害が重なって現れたり、知的な障害を伴っていたり、障害の程度や発達段階、生活環境などによって困り感は一人一人で大大きく異なります。

本人の得意・不得意の特性のための困り感は、周囲の環境を調整し、その特性に合った学びの機会を与えることで軽減され、他者にはない優れた能力が発揮されている場合もあります。

発達障害による様々な症状は、薬物療法などで一定程度抑えることができるものもありますが、根本的な治療法がないのが現状のようです。しかし、成長に伴って症状が目立たなくなることもあるので、本人が自らの症状と上手に付き合いながら、できるだけ困り感を感じなくて済む生活のスキルを習得していく必要があります。そのためには、何よりもまず、周囲が早期に対応し、本人に幼少期から自身の困り感をカバーする生活習慣を身に付けさせることが大切です。

幼児期に見られる「気になる姿」

幼児期は、子供たちの成長そのものが未熟で未発達な段階であるため、はっきりと発達障害だと診断されにくい場合もあります。また、発達障害そのものが症状だけでは、はっきりと分類されにくい障害です。

大切なことは、子供たちの様子から気になる姿に気づき、子供たちのよりよい成長のために必要となる、特別な支援の手を差し伸べていくことです。そして、自信を育ててあげることです。それには、親子や幼稚園・保育園の先生だけで解決できないこともあります。医師や心理士など、専門家に早期に相談し適切な療育を行うことが大切です。

次の3つの例は、発達障害の理解のための一例です。

予定が急に変わると、とても混乱するAさんの例



急に予定が変わったり、初めての場所に行ったりすると、不安になり、動けなくなることがよくあります。そんな時、周りの人が促すと余計に不安が高まって、突然大きな声を出してしまうことがあります。

Aさんのようなタイプの子は、**自閉症スペクトラム障害（ASD）**と呼ばれる発達障害がある可能性があります。この他にも、状態としては、「マイペースでこだわりがある」「挨拶が苦手」「友達と遊べない」「気に入らないと泣き叫ぶ」「視線が合わない」「1番になりたがる」「できないと怒り出す」「言葉の意味を取り違える」など、**自閉症スペクトラム障害**には、いろいろなタイプの子がいます。

忘れ物や不注意が極端に多いBさんの例



保育園で使う自分の道具の整理ができません。席にじっと座って紙芝居を見ることが苦手です。おやつをもらう順番が守れません。失敗経験が続くと、ふさぎ込んでしまったり暴力をふるったりしてしまうこともあります。

Bさんのようなタイプの子は、**注意欠陥多動性障害（ADHD）**と呼ばれる発達障害がある可能性があります。この他にも、状態としては「落ち着きなく動き回る」「座ってられない」「食事中にもじもじ動く」「人の話に割り込んでくる」「やっていることを投げ出して他のことを始める」「音がすると、とんでいく」「向こうみずで、すぐに怒り出す」など、**注意欠陥多動性障害**には、いろいろなタイプの子がいます。

読み聞かせを楽しめなかったCさんの例



幼稚園で先生が絵本の読み聞かせをしてくれるとき、Cさんは楽しめません。お話のあらすじが、一度ではよく分からないからです。登場人物の名前を混同したり、地名を聞いても分からなかったりします。みんながお話を楽しんでいるのに、「先生、それって、誰だっけ」「先生、何処に行くんだっけ」と質問して、お話が中断してしまいます。

Cさんのようなタイプの子は、**学習障害（LD）**と呼ばれる発達障害がある可能性があります。**学習障害**のある子は、特定の学習課題だけが苦手です。このような「人の話を聴くことが苦手」以外にも、状態としては、「人に話すことが苦手」「文字を読むことや書くことが苦手」「計算することが苦手」「推論することが苦手」など、一部の学習に困難さをもつ子がいます。

保護者の方だけで悩まず、早めに専門家に相談しましょう 身近にある子育てのための相談窓口を御紹介します

発達障害の原因はまだよくわかっていません。脳の機能障害を引き起こす理由として、複合的な遺伝的要因と、様々な環境要因が重なり、相互に影響しあって脳機能の障害が現れると考えられていますが、特定には至っていません。

発達障害の子供たちにとって、早い時期から周囲の理解が得られ、自分の能力を最大限に伸ばすための療育など、必要な支援や、環境の調整が行われることが大切です。

発達障害に関わらず、**子育てに当たり、何か心配なことがありましたら、武蔵村山市に以下の相談窓口がありますので、どのようなことでもお気軽に御相談ください。**

また、東京都にも発達障害の相談窓口がありますので御紹介します。



名 称	〒	所 在 地	電話番号
武蔵村山市子供家庭部 子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	208-8502	武蔵村山市学園4-5-1 武蔵村山市民総合センター2階	042-590-1152
東京小児療育病院	208-0011	武蔵村山市学園4-10-1	042-561-2521
武蔵村山市健康福祉部 障害福祉課	208-8502	武蔵村山市学園4-5-1 武蔵村山市民総合センター1階	042-590-1185
武蔵村山市保健相談センター	208-0004	武蔵村山市本町1-23	042-565-9315
児童発達支援事業所 ちいろば教室	208-0003	武蔵村山市中央2-117-1 福祉会館内	042-561-1908
武蔵村山市教育相談室	208-8502	武蔵村山市学園4-5-1 武蔵村山市民総合センター3階	042-590-1470
東京都小平児童相談所	187-0002	小平市花小金井1-31-24	042-467-3711
東京都発達障害者支援センター [トスカ]	156-0055	世田谷区船橋1-30-9	03-3426-2318

【参考文献】

○「武蔵村山市に住む 特別な教育支援の必要な子供たちのために」

平成25年9月 武蔵村山市教育委員会

○「特別支援教室の運営ガイドライン」

令和3年3月 東京都教育委員会

○「第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画」

令和3年3月 武蔵村山市教育委員会

○「令和5年度 一就学相談の手引ー 児童・生徒一人一人の適切な就学のために(義務教育)」

令和5年6月 東京都教育委員会

【編集・発行】 令和5年8月 武蔵村山市教育委員会 教育部教育指導課
〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1
☎ 042-565-1111(代) 内線442